

公 告

公募型プロポーザルに係る企画提案書の募集について

標記について下記のとおり公募します。

令和5年9月13日

金沢市長 村山 卓

1 対象業務

- (1) 業務名 金沢美大柳宗理デザインミュージアム（仮称）展示計画策定業務委託
- (2) 履行期間 本業務委託契約締結日から令和6年3月31日まで
- (3) 業務概要 柳宗理のデザイン関係資料の活用をはじめ、デザインに関する様々な活動を通して、人々のデザインへの理解を深め、美意識と創造力を培い、産業や経済の発展に貢献する交流拠点として、現在の金沢市西町教育研修館を改修し設置する金沢美大柳宗理デザインミュージアム（仮称）の展示計画を策定する。

2 応募資格

(1) 応募者の資格要件

応募者は、次の条件のすべてに該当する者とする。

ア 令和5年度金沢市入札参加資格（役務）を有すること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出時まで金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査終了までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

イ 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。なお、提出から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

ウ 次の①から③のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。

エ 平成25年4月1日以降に、博物館等の施設の展示設計業務を元請けとして完了した実績を有すること。

オ 別紙「金沢美大柳宗理デザインミュージアム（仮称）展示計画策定業務委託仕様書」

に基づく要件に対応できること。

(2) 応募資格の制限

次に該当する者は、2 (1)の有資格者であっても、本プロポーザルに応募してはならない。また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。
ア 金沢美大柳宗理デザインミュージアム（仮称）展示計画策定業務委託事業者選定委員会委員
イ アが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に属する者

3 提出書類及び提出期限

(1) 参加表明書等

部数 1部（電子メール）
提出期限 令和5年9月20日（水）午後5時45分

(2) 企画提案書等

部数 正本1部、副本8部
提出期限 令和5年10月25日（水）午後5時45分

4 実施要領等の交付の期間、場所及び方法

- (1) 期間 令和5年9月13日（水）から令和5年9月20日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時45分まで
- (2) 場所 金沢市都市政策局企画調整課
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
- (3) 方法 電子メール（希望者は、末尾の問い合わせ先まで請求すること。）
- (4) 交付資料 (ア) 公募型プロポーザル実施要領
(イ) 業務委託仕様書
(ウ) 提出資料様式
(エ) 金沢美大柳宗理デザインミュージアム（仮称）基本構想及び金沢美大柳宗理デザインミュージアム（仮称）整備基本計画
(オ) 展示予定資料一覧

5 審査方法

金沢美大柳宗理デザインミュージアム（仮称）展示計画策定業務委託事業者選定委員会において、提案者の中から、企画提案書の内容及びプレゼンテーションの内容を総合的に勘案した上で、評価基準に基づき評価し、各委員の評価点の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。なお、評価点と同点となる者が2者以上あるときは、委員の合議により順位を決定する。ただし、提案者が1者のみであった場合は、その者を評価基準に基づき評価した上で協議し、選定委員会が認めた場合、その者を受託候補者として選定する。

6 問合せ先

この公告及び詳細に関する問合せ先は次のとおりです。
金沢市都市政策局企画調整課
[電話] (076) 220-2031 [FAX] (076) 264-2535 [E-mail] kikaku@city.kanazawa.lg.jp